

# 災害を受けた時の 税務手続



# 下関市防災マップ（土砂災害）より



下関市内、旧市内は、急傾斜地が多いことから、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が多く、豪雨時には、常に危険と隣り合わせの状況となっています。

# 災害により被害を受けた場合には、以下のよ うな申告・納税等に係る手続等があります①

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

# 災害により被害を受けた場合には、以下のよ うな申告・納税等に係る手続等があります②

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。



# 災害により被害を受けた場合には、以下のよ うな申告・納税等に係る手続等があります③

	所得税法（雑損控除）
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産
控除額の計算	雑損控除の金額は次の〈イ〉又は〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉 損害金額－所得金額の10分の1 〈ロ〉 損害金額のうち災害関連支出の金額－5万円
その他の事項	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

※ 損害金額は、資産に生じた損害の金額から、保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額をいいます

# 災害により被害を受けた場合には、以下のよ うな申告・納税等に係る手続等があります④

災害減免法									
損失の発生原因	災害による損失								
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財								
所得税の軽減額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超750万円以下	2分の1の軽減	750万円超1000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税の軽減額								
500万円以下	全額免除								
500万円超750万円以下	2分の1の軽減								
750万円超1000万円以下	4分の1の軽減								
その他の事項	原則として損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下の方に限り適用することができます。								

## 〈平成28年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

損害額	雑損控除適用後	災害減免法適用後
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

# 災害により被害を受けた場合には、以下のよ うな申告・納税等に係る手続等があります⑤

消費税については、災害により被害を受けた事業者が、被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、

- ①事業者の事務処理能力が低下したため、簡易課税制度を適用して申告する必要性が生じた場合
- ②棚卸資産その他の業務用資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の適用をやめる必要性が生じた場合

所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けると、又は適用をやめることができます

# 申告などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。

## 1 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいこととなります。

## 2 個別指定

所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることとなります。



# 納税の猶予①

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

## 1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
〈ロ〉所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注：〈イ〉〈ロ〉とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

# 納税の猶予②

## 2 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

### 納税証明書の手数料について

災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

# 納税の猶予を受け取るための手続①

災害を受けたときの納税の猶予を受け取るためには、必要事項を記載した「納税の猶予申請書」に、次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- (1) 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予  
納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類

なお、この納税の猶予を受け取るためには、災害のやんだ日から2か月以内に「納税の猶予申請書」を提出する必要があります。

# 納税の猶予を受けるときのための手続②

## (2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

- イ 災害などの事実を証する書類
- ロ 「財産収支状況書」  
(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」)
- ハ 担保の提供に関する書類
- ニ 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類

なお、この納税の猶予を受けるときのための申請書の提出期限はありませんが、速やかに申請をしてください。